

フェーズ3A

(ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはない。)

—国内非発生—

※フェーズ2Aの対策を継続・強化

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第6条第7項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第2条第2号の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

[学校保健法施行規則の改正]

- ・ 感染症法第6条第7項に基づく指定感染症へ政令指定された感染症について、学校保健法における学校において予防すべき伝染病として取り扱うため、学校保健法施行規則の改正を行う。(文部科学省)

[関係省庁間の連携強化]

- ・ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を設置、開催し、関係省庁における認識の共有を図るとともに、関係省庁間の連携を強化し、一体となった対策を推進する。(各省庁)
- ・ 「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部」の設置(厚生労働省)
 - 厚生労働大臣を本部長とする対策推進本部を設置する。

[行動計画の見直し]

- ・ 政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」の随時見直しを行う。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 行動計画を踏まえた各省庁の対策について、対策会議における情報共有を図る。(各省庁)

[調査研究の推進]

- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省)

[国際間の連携（協力・協調）]

- ・ 高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について海外関係機関等との情報交換を行う。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省）
- ・ ワクチン開発等に関する国際的な連携・協力体制について検討する。（外務省、農林水産省、厚生労働省）
- ・ フェーズ4への移行に備え、疫学、検査、臨床、必要に応じ家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成し、国際機関又は発生国からの要請に応じた派遣を検討する。（外務省、農林水産省、厚生労働省）
- ・ 研究者、医療関係者、動物衛生専門家、保健担当行政官の海外における人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修を行う。（外務省、厚生労働省、農林水産省、関係省庁）

[その他]

- ・ 都道府県に対して、新型インフルエンザ対策本部の設置を要請する。（厚生労働省）
- ・ パンデミック期に備えて、職場における感染対策や事業体制の維持について、各事業者が情報の収集や計画の策定をする等、事前の準備を要請する。（関係省庁）

サーベイランス

- ・ 発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランス等の検査を強化する（弱毒タイプのウイルスも念頭に、すべての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。（農林水産省）
- ・ 日本に飛来する渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有調査を実施する。（環境省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省）
- ・ 国内における薬剤耐性株サーベイランスを実施するとともに、WHOのノイラミニダーゼ阻害剤感受性モニターネットワークとの連携により諸外国の情報収集をする。（厚生労働省）
- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID

- (感染症サーベイランスシステム) 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(厚生労働省)
- ・ 定点医療機関において、インフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを実施する。(厚生労働省)
 - ・ フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの対象医療機関基準を策定し、都道府県に選定機関のリスト作成、NESID症候群サーベイランス登録等の実施を要請する。(厚生労働省)
 - ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第2条第2号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、サーモグラフィー等を用いて、入国者の体温を計測することにより、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、同法第13条の規定に基づく診察、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)
- ・ 海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況及び感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(厚生労働省)
- ・ WHOにおいてフェーズ4宣言がなされていない時期で、国外でヒトーヒト感染の発生が強く疑われる場合は、厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・ 発生国・地域で養鶏関係施設に立ち寄った帰国者の靴底消毒、近隣諸国で発生した場合の当該国から入国する車両の消毒等を実施する。(農林水産省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生国の在留邦人に対し、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われる場合の対応を周知する。(外務省)
- ・ 各学校等に対し、発生国の日本人留学生に感染予防策を講じるよう周知する。

(文部科学省)

[ヒト検疫等ガイドラインの作成・周知]

- ・ ヒト検疫時等の新型インフルエンザ侵入防止対策等について、ガイドラインを作成し、検疫所及び関係機関等に周知する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ ガイドラインに基づき図上訓練や実地訓練を行う。(厚生労働省)

[家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 国内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。(農林水産省)
- ・ 都道府県に対して、感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等)について助言することにより、感染拡大を防止する。(農林水産省)
- ・ 都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 殺処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、都道府県等による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。(農林水産省)
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。(農林水産省)
- ・ 発生確認後速やかに感染経路究明チームを立ち上げ、感染源・感染経路に係る調査を開始する。(農林水産省)

[感染者対策]

- ・ 感染症法第6条第7項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)について、入院等の措置を講ずる(厚生労働省)

[救急搬送体制]

- ・ 国内発生を想定して、特にパンデミック時において消防・救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者に対して感染防御資器材の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)

[輸入動物対策]

- ・ 輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、関係する自治体と連携し、追跡調査等を実施する。必要に応じて殺処分等の措置を行う。(厚生労働省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。(農林水産省)
- ・ 輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉は検疫を実施し、侵入を防止する。(農林水産省、厚生労働省)

[国際協力]

- ・ 発生国における封じ込めへの協力を行う。(外務省、関係省庁)

[その他]

- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定し、備蓄を開始する。(厚生労働省)

➤ リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄目標量

[治療必要者数合計 : 2,500万人分]

①政府及び都道府県備蓄量 : 2,100万人分

政府 : 1,050万人分

都道府県： 1,050 万人分

②国内の流通量* : 400 万人分

(1 人分の治療量は、1 日 2 カプセル×5 日間の計 10 カプセル。)

* : 通常のシーズン終了時の残存見込み量。

※ 治療必要者数は、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合の、医療機関を受診する患者の推計 (CDC モデルより試算)

➤ ザナミビル水和物 (商品名：リレンザ) の備蓄目標量

①国内の流通量* : 15 万人分

②政府備蓄量** : 60 万人分

* : 通常のインフルエンザ対策分として国内流通されている量。

** : ①とは別に政府が購入する目標量。

※ リン酸オセルタミビルに耐性を獲得している可能性も懸念されることから、その耐性株サーベイランスの状況等も踏まえ、危機管理上、必要に応じて備蓄目標量を追加する。

- ・ 予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬の政府備蓄を開始する。(厚生労働省)
- ・ 国際協力、在留邦人のための抗インフルエンザウイルス薬を確保する。必要に応じ、適切なタイミングでの海外での供与を検討する。(外務省、厚生労働省)
- ・ 都道府県に対して、抗インフルエンザウイルス薬を確保するよう要請する。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 医療機関 (企業内を含む)・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ プレパンデミックワクチン原液の製造・備蓄を行う。(厚生労働省)
 - 全国の医療従事者及び国における社会機能維持に必要な者等を対象とした緊急的なワクチン接種が可能となるよう、プレパンデミックワクチンを製造し、原液として備蓄する。
 - ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、ワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。
 - また、ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、ワクチンの製造に係る準備作業を時宜を失することなく的確に行う。
 - 都道府県に対して、都道府県における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握するよう要請し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握する。
 - その全数に見合う量のプレパンデミックワクチン原液の確保を目標とする。
 - フェーズ4を想定し、パンデミックワクチン製造用の鶏卵の確保等生産に係る対応計画の検討を行う。

[接種体制の整備]

- ・ 接種に関する基本指針の策定及び接種実施ガイドラインを整備する。(厚生労働省)
 - 疫学情報、製造可能量に基づく接種優先順位について検討する。
 - 接種実施医療機関・施設の登録と必要設備の設定の準備を行う。
 - 接種実施のための職域・地域人材の登録と実施トレーニングについて検討し、パイロット地域での接種の予行演習を実施する。

医療

[指定医療機関の確保]

- ・ 都道府県に対して、フェーズ4, 5で新型インフルエンザ患者(疑い患者

を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を進めるよう要請する。(厚生労働省)

1. 感染症指定医療機関

2. 結核病床をもつ医療機関等(以下、「協力医療機関」)

感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

➤ 感染症指定医療機関の状況(2007年(平成19年)3月31日現在)

- 特定感染症指定医療機関数: 3(病床数 8床)
- 第一種感染症指定医療機関: 26(病床数 49床)
- 第二種感染症指定医療機関: 315(病床数 1,635床、うち陰圧病床 980床)

➤ 結核病床の状況(2005年(平成17年)10月1日現在)

- 結核病床を有する医療機関数: 307
- 結核病床数: 12,279床
- 陰圧病床数: 3,305床

- ・ 都道府県に対し、予め発熱外来を行う医療機関等の準備するよう要請する。(厚生労働省)

[パンデミック時の医療の確保]

- ・ パンデミック期に、最大10万1千人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、都道府県の実情に応じ、公的医療機関等を中心に、リストを作成するよう都道府県に要請する。(例、入院医療機関として、以下の機関において優先的に対応する。)(厚生労働省)
 - 感染症指定医療機関及び結核病床をもつ医療機関
 - 医療法に定める公的医療機関(自治体立病院、日赤、済生会病院等)

- 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関
- ・ 都道府県に対して、パンデミック期に備えて全ての入院医療機関は、あらかじめ新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、都道府県に対して、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応せず、がん医療や透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討するよう要請する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックに備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、都道府県に対して、指定医療機関における必要な医療機材、パンデミック時の増床の余地に関して調査を行い、確保に努めるよう要請する(例:PPE、レスピレーター、迅速診断キット、簡易陰圧装置)(厚生労働省)
- ・ 診断、治療、院内感染対策、患者の移送に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)
 - 感染性、症例定義等の変更によるガイドラインの見直しを随時行う。
 - トリアージ方針(新型インフルエンザ疑い患者の指定医療機関受診への誘導の仕方)を決定する。
 - 外来の制限、患者受け入れ体制の指針の作成を行う。
- ・ 新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発を促進する。(厚生労働省)
- ・ 都道府県及び医療機関、その他関係機関と協力し、国内発生を想定したシミュレーション演習を行う。(厚生労働省)

[医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討しておくよう、都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ 国立大学附属病院において対応できる患者数、患者対応マニュアルの作成、初期診療体制の整備状況を調査する。(文部科学省)

[その他]

- ・ パンデミック時の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。（厚生労働省）
- ・ 都道府県に対して、火葬場の火葬能力についての把握・検討を行っておくよう要請する。（厚生労働省）

情報提供・共有

- ・ メディア等への情報提供を一本化するため、厚生労働省内で広報担当官（スポークスパーソン）を決定する。（厚生労働省）
 - メディア等に対し、広報担当官（スポークスパーソン）から、発生及び対応状況を十分考慮し、適宜、情報提供する。
- ・ フェーズ毎の国民へのメッセージ（情報提供内容、媒体）の作成・随時見直しを行う。（厚生労働省）
- ・ 発生国及び地域の在留邦人向けの情報提供を行う。（外務省）
- ・ 発生国の日本人学校で、家きんを飼養している者に対して野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（文部科学省）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、国民向けに感染予防等についての情報提供を行う。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ 厚生労働省ホームページ上の新型インフルエンザに関するウェブサイトを用いて情報提供を行う。また、新聞等を用いて政府広報を実施する。（厚生労働省、内閣府、外務省）
 - Q & Aの作成（一般向け、子ども向け、障害者向け等）
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼び掛け）

フェーズ3B

(ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い)

—国内発生—

※フェーズ2の対策を継続・強化

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第6条第7項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第2条第2号の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

[発生対応]

- ・ 国内発生情報についてWHOへ通報する。(厚生労働省)
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。(厚生労働省)
- ・ 都道府県に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)

[調査研究の推進]

- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省)

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省)
- ・ ワクチン開発等に関する国際的な連携・協力体制について検討する。(厚生労働省、関係省庁)

[その他]

- ・ パンデミック期に備えて、職場における感染対策や事業体制の維持について、各事業者が情報の収集や計画の策定をする等、事前の準備を要請する。(関係省庁)

サーベイランス

- ・ 発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランス等の検査を強化する（弱毒タイプのウイルスも念頭にすべての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ ヒトの鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。（厚生労働省）
- ・ 日本に飛来する渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有調査を実施する。（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省）
- ・ 国内における薬剤耐性株サーベイランスを実施するとともに、WHOのノイラミニダーゼ阻害剤感受性モニターネットワークとの連携により諸外国の情報収集をする（厚生労働省）
- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。（厚生労働省）
- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（厚生労働省）
- ・ フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの対象医療機関基準を策定し、都道府県に選定リスト作成、NESID症候群サーベイランス登録等の実施を要請する。（厚生労働省）
- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。

予防と封じ込め

[ヒト検疫等ガイドラインの作成・周知]

- ・ ヒト検疫時等の新型インフルエンザ侵入防止対策等について、ガイドラインを作成し、検疫所及び関係者に周知する。（厚生労働省、関係省庁）
- ・ ガイドラインに基づき図上訓練や実地訓練を行う。（厚生労働省）

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第2条第2号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、サーモグラフィー等を用いて、入国者の体温を計測することにより、

有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、同法第13条の規定に基づく診察、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

- ・ 発生国・地域で養鶏関係施設に立ち寄った帰国者の靴底消毒、近隣諸国で発生した場合の当該国から入国する車両の消毒等を実施する。(農林水産省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に出国自粛を求める。(厚生労働省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生国の在留邦人に対し、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われる場合の対応を周知する。(外務省)
- ・ 各学校等に対し、発生国の日本人留学生に感染予防策を講じるよう周知する。(文部科学省)

[家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 国内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止等の衛生管理を徹底する。(農林水産省)
- ・ 都道府県に対して、感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等)について助言することにより、感染拡大を防止する。(農林水産省)
- ・ 都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 殺処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、都道府県等による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。(農林水産省)
- ・ 防疫措置に伴い、都道府県警察は必要に応じて周辺地域において警戒活動等

を行う。(警察庁)

- ・ 発生確認後速やかに感染経路究明チームを立ち上げ、感染源・感染経路に係る調査を開始する。(農林水産省)
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。(農林水産省)
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

[輸入動物対策]

- ・ ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。(農林水産省)
- ・ 輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉は検疫を実施し、侵入を防止する。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 輸入鳥類及び家きん肉の、高病原性鳥インフルエンザに係る輸出国等衛生証明書について適正に確認し、感染した鳥類の持ち込みを禁止する。(農林水産省、厚生労働省)

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、都道府県に対して、患者及び接触者への対応(接触者の範囲、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(剖検実施、埋葬方法等)等の実施を要請する。(厚生労働省)
- ・ 防疫措置に伴い、都道府県警察は必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。(警察庁)
- ・ 殺処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、都道府県等による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
- ・ 感染源に対する迅速な措置の実施について、都道府県及び関係者に要請する。

(厚生労働省、農林水産省)

- ・ 感染症法第6条第7項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院等の措置を講ずる。（厚生労働省）

[国際協力]

- ・ 発生国における封じ込めへの協力を行う。（外務省、関係省庁）

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定し、備蓄を開始する。（厚生労働省）
- ・ 予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬の政府備蓄を開始する。（厚生労働省）
- ・ 国際協力、在留邦人のための抗インフルエンザウイルス薬を確保する。必要に応じ、適切なタイミングでの海外での供与の検討を行う。（外務省、厚生労働省）
- ・ 都道府県に対して、抗インフルエンザウイルス薬を確保するよう要請する。（厚生労働省）

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 医療機関（企業内を含む）・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（厚生労働省）

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ プレパンデミックワクチン原液の製造・備蓄を行う。（厚生労働省）
 - 全国の医療従事者及び国における社会機能維持に必要な者等を対象とした緊急的なワクチン接種が可能となるよう、プレパンデミックワクチンを製造し、原液として備蓄する。
 - ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手

状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、ワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。

- また、ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、ワクチンの製造に係る準備作業を時宜を失することなく的確に行う。
- 都道府県に対して、都道府県における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握するよう要請し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握する。
- その全数に見合う量のプレパンデミックワクチン原液の確保を目標とする。
- フェーズ4を想定し、パンデミックワクチン製造用の鶏卵の確保等生産に係る対応計画の検討を行う。

[接種体制の整備]

- ・ 接種に関する基本方針の策定及び接種実施ガイドラインを整備する。(厚生労働省)
 - 疫学情報、製造可能量に基づく接種優先順位を検討する。
 - 接種実施医療機関・施設の登録と必要設備の設定の準備を行う。
 - 接種実施のための職域・地域人材の登録と実施トレーニングについて検討し、パイロット地域での接種の予行演習を実施する。

医療

[指定医療機関の確保]

- ・ 都道府県に対して、フェーズ4、5で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を進めるよう要請する。(厚生労働省)
 1. 感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）

2. 結核病床をもつ医療機関等（以下、「協力医療機関」）

感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

➤ 感染症指定医療機関の状況（2007年（平成19年）3月31日現在）

- 特定感染症指定医療機関数： 3（病床数 8床）
- 第一種感染症指定医療機関： 24（病床数45床） 26（病床数49床）
- 第二種感染症指定医療機関： 315（病床数1,635床、うち陰圧病床980床）

➤ 結核病床の状況（2005年（平成17年）10月1日現在）

- 結核病床を有する医療機関数： 307
- 結核病床数： 12,279床
- 陰圧病床数： 3,305床

- ・ 都道府県に対し、予め発熱外来を行う医療機関等の準備するよう要請する。（厚生労働省）

[パンデミック時の医療の確保]

- ・ パンデミック時において、最大10万1千人と想定される入院患者について、公的病院等を中心として、事前に病床確保手段を決定しておくよう、都道府県に要請する。（厚生労働省）
- ・ 都道府県に対して、パンデミック期に備えて全ての入院医療機関は、あらかじめ新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請する。（厚生労働省）
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、都道府県に対して、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応せず、がん医療や透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討するよう要請する。（厚生労働省）

働省) パンデミックに備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、都道府県に対して、指定医療機関における必要な医療機材、パンデミック時の増床の余地に関して調査を行い、確保に努めるよう要請する(例: PPE、レスピレーター、迅速診断キット、簡易陰圧装置)(厚生労働省)

- ・ 診断、治療、院内感染対策、患者の移送に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)
 - 感染性、症例定義等の変更によるガイドラインの見直しを随時行う。
 - トリアージ方針(新型インフルエンザ疑い患者の指定医療機関受診への誘導の仕方)を決定する。
- ・ 新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発を促進する。(厚生労働省)
- ・ 都道府県及び医療機関、その他関係機関と協力し、国内発生を想定したシミュレーション演習を行う。(厚生労働省、各省庁)

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。(厚生労働省)
- ・ 検体は国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、必要に応じて見直しを行う(厚生労働省)

[医療体制の再確認]

- ・ 国立大学附属病院において対応できる患者数、患者対応マニュアルの作成、初期診療体制の整備状況を調査する。(文部科学省)

[その他]

- ・ パンデミック時の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(厚生労働省)

- ・ 都道府県に対して、火葬場の火葬能力についての把握・検討を行っておくよう要請する。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ メディア等への情報提供を一本化するため、厚生労働省内で広報担当官（スポークスパーソン）を決定する。(厚生労働省)
 - メディア等に対し、広報担当官（スポークスパーソン）から、国内及び海外の発生・対応状況等について情報提供を行う。
- ・ フェーズ毎の国民へのメッセージ（情報提供内容、媒体）の作成・随時見直しを行う。(厚生労働省)
- ・ 発生国及び地域の在留邦人向けの情報提供を行う。(外務省)
- ・ 発生国の日本人学校で、家きんを飼養している者に対して野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(文部科学省)
- ・ 緊急情報提供システム等による都道府県に対する情報の提供、情報の共有を行う。(厚生労働省、農林水産省)
- ・ 厚生労働省ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを用いて情報提供を行う。設置する。また、新聞等を用いて政府公報を実施する。(厚生労働省、内閣府、外務省、農林水産省)
 - Q & Aの作成（一般向け、子ども向け、障害者向け等）
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼び掛け）